

七 治水

I 川普請

三二四 川堤修理明細表

○町内上川辺

上川辺区所蔵

(解説) 元文二年(一七三七)の上川辺地内川堤の修理割当明細である。工事の規模と人足・賃金などの記述があり、賃金は一部村負担となっている。恐らく、かなりの被害があったことと推定される。

(表紙)

□□御普請

配 賦

上川邊村

飯田品右衛門

野々村弁右衛門

原 田 治 助

上川邊村去辰夏堤川除御普請配賦
ひさい洞口式ヶ所
一長拾八間

敷半間

馬踏壱尺八寸

高四尺式寸

此石五坪

此人足拾五人

壱坪三人

ミざ出し
一石竈三

長四間

差渡式尺

此石壱坪壱合

此人足拾九人半

壱坪拾八人

同所井ノ下欠所
一長三拾式間

敷半間

馬踏半間

高四尺八寸

此石拾式坪八合

此人足三拾八人

壱坪三人

同所井ノ口出し
一石竈三

長五間

同所井ノ下根かこ
一石竈長拾間

差渡式尺

此石壹坪三合

差渡式尺

此石九合

川裏長畑欠所
此人足貳拾三人
一長貳拾五間

壹坪拾八人

源助裏欠所
此人足拾六人
一長九拾間

壹坪拾八人
敷壹間

馬踏壹尺八寸

高半間

高四尺八寸

此石四拾坪五合

此石八坪

壹坪三人

神手迎切所
此人足貳拾四人
一長六拾間

壹坪三人

喜藏下
此人足百貳拾壹人半
一長五拾間

敷壹間半

敷壹間

馬踏壹間

馬踏四尺八寸

高三尺六寸

高三尺六寸

此石三拾七坪五合

此石四拾壹坪四合

同断

庄兵衛裏欠所
此人足百貳拾四人
一長五拾間

同断

おろ淵欠所
此人足百拾貳人半
一長貳拾間

敷半間

敷半間

馬踏半間

馬踏壹尺八寸

高半間

高半間

此石五坪

此石拾坪

同断

此人足三拾人

同断

はん坂きり洞外□□
此人足拾五人
一長貳拾間

敷壹間

馬踏半間

高三尺六寸

此石九坪

此人足貳拾七人

孫九郎前切所
一長三拾五間

同断

敷貳間

馬踏四尺八寸

高四尺八寸

此石三拾九坪貳合

此人足百拾七人半

同所出し三本積式繼
一石籠六

同断

長四間

差渡貳尺

此石貳坪壹合

此人足三拾七人半

本郷大道井ノ下根かこ
一 根籠長拾貳間

壹坪拾八人

差渡貳尺

此石壹坪壹合

此人足拾九人半

あかた久次郎方
一石籠拾

同断

長貳間

差渡壹尺五寸

此石壹坪

此人足拾八人

同断

七 治 水

人足七百五拾八人

内

四百七拾九人

此米貳石三斗九升五合

貳百七拾九人

此金四両貳分永百五拾文

右之通去辰夏、堤川除御普請書面之通被仰付候、此配
賦を以出来□相改候間、紛失有之間敷候以上

元文二年巳五月

御ふち方

御入用

原 田 治 助 印

野々村弁右衛門 印

飯田品右衛門 印

右村

庄屋中

三一五 雄鳥川修理扶持渡帳

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所藏

六九五

(解説) 文久三年(一八六三)の雄鳥川修理のさい、栃井村に対する人足賃である。総勢六五名の動員であり、相当人数による修理であるが、労賃は現物支給の形式で、実際は金銭支払いである。

(表紙)

文久三年

雄鳥川普請人足小扶持渡帳

栃井村庄屋

亥ノ十二月

田原九郎次郎

一 壹升五合	孫三郎	一 貳升五合	九 助
一 貳升	徳右衛門		
一 壹升	儀兵次		
一 貳升	忠兵衛		
一 貳升	与七	一 五合	藤三郎
一 貳升壹合	孫九郎	一 壹升壹合	善六
一 壹升五合	甚三郎	一 壹升壹合	又三郎
一 壹升五合	嘉元	一 壹升六合	円右衛門
一 壹升	太兵衛	一 壹升壹合	儀右衛門
一 壹升六合	太平	一 貳升	新藏
一 壹升六合	佐左衛門	一 貳升壹合	六兵衛
一 壹升	林平	一 壹升六合	定元
一 五合	新九郎	一 壹升六合	儀平
一 五合	源七	一 貳升壹合	甚藏
一 壹升五合	清助	一 五合	藤助
一 壹升六合	嘉平	一 壹升	定右衛門
一 壹升六合	勇右衛門	一 壹升壹合	平右衛門
一 壹升六合	弥右衛門	一 壹斗三升貳合	惣吉
一 壹升	助右衛門	一 五合	兵藏
一 壹升壹合	弥助	一 三升五合	九郎次郎
一 壹升五合	孫三郎		
一 貳升	徳右衛門		
一 壹升	儀兵次		
一 貳升	忠兵衛		
一 貳升	与七	一 五合	藤三郎
一 貳升壹合	孫九郎	一 壹升壹合	善六
一 壹升五合	甚三郎	一 壹升壹合	又三郎
一 壹升五合	嘉元	一 壹升六合	円右衛門
一 壹升	太兵衛	一 壹升壹合	儀右衛門
一 壹升六合	太平	一 貳升	新藏
一 壹升六合	佐左衛門	一 貳升壹合	六兵衛
一 壹升	林平	一 壹升六合	定元
一 五合	新九郎	一 壹升六合	儀平
一 五合	源七	一 貳升壹合	甚藏
一 壹升五合	清助	一 五合	藤助
一 壹升六合	嘉平	一 壹升	定右衛門
一 壹升六合	勇右衛門	一 壹升壹合	平右衛門
一 壹升六合	弥右衛門	一 壹斗三升貳合	惣吉
一 壹升	助右衛門	一 五合	兵藏
一 壹升壹合	弥助	一 三升五合	九郎次郎
一 壹升五合	孫三郎		
一 貳升	徳右衛門		
一 壹升	儀兵次		
一 貳升	忠兵衛		
一 貳升	与七	一 五合	藤三郎
一 貳升壹合	孫九郎	一 壹升壹合	善六
一 壹升五合	甚三郎	一 壹升壹合	又三郎
一 壹升五合	嘉元	一 壹升六合	円右衛門
一 壹升	太兵衛	一 壹升壹合	儀右衛門
一 壹升六合	太平	一 貳升	新藏
一 壹升六合	佐左衛門	一 貳升壹合	六兵衛
一 壹升	林平	一 壹升六合	定元
一 五合	新九郎	一 壹升六合	儀平
一 五合	源七	一 貳升壹合	甚藏
一 壹升五合	清助	一 五合	藤助
一 壹升六合	嘉平	一 壹升	定右衛門
一 壹升六合	勇右衛門	一 壹升壹合	平右衛門
一 壹升六合	弥右衛門	一 壹斗三升貳合	惣吉
一 壹升	助右衛門	一 五合	兵藏
一 壹升壹合	弥助	一 三升五合	九郎次郎
一 壹升五合	孫三郎		
一 貳升	徳右衛門		
一 壹升	儀兵次		
一 貳升	忠兵衛		
一 貳升	与七	一 五合	藤三郎
一 貳升壹合	孫九郎	一 壹升壹合	善六
一 壹升五合	甚三郎	一 壹升壹合	又三郎
一 壹升五合	嘉元	一 壹升六合	円右衛門
一 壹升	太兵衛	一 壹升壹合	儀右衛門
一 壹升六合	太平	一 貳升	新藏
一 壹升六合	佐左衛門	一 貳升壹合	六兵衛
一 壹升	林平	一 壹升六合	定元
一 五合	新九郎	一 壹升六合	儀平
一 五合	源七	一 貳升壹合	甚藏
一 壹升五合	清助	一 五合	藤助
一 壹升六合	嘉平	一 壹升	定右衛門
一 壹升六合	勇右衛門	一 壹升壹合	平右衛門
一 壹升六合	弥右衛門	一 壹斗三升貳合	惣吉
一 壹升	助右衛門	一 五合	兵藏
一 壹升壹合	弥助	一 三升五合	九郎次郎

一 壹升	源太郎	一五合	源 七
一 壹升	伊 六	一三升	源右衛門
一 壹升七合五勺	清右衛門	一三升	徳兵衛
一 貳升	又 吉	一五升六合	九兵衛
× 壹石三升九合五勺			

右之通相違無御座候以上

組頭 源右衛門 印
 同断 徳兵衛 印
 庄屋 九郎次郎 印

御役所

七 治 水

Ⅱ 用水・溜池

三一六 大谷溜池改修工事

○川辺町所蔵
 (西村家文書)

(解説) 元禄五年(一六九二)の大谷溜池改修工事の明細である。領主大嶋氏が直接行った工事で、資材・人足・扶持米などが記録されている。特に、川辺・栃井両村で延べ四千人の人足が動員されており、大規模な工事であったことが推定できる。

六九七

〔表紙〕

元禄五年

大谷南杵造替御入用帳

申四月廿四日

朝倉五郎太夫

三沢判左衛門

銀壹分式厘

拾石九斗九升五合六勺ニテ

請取、但金壹兩ニ付、米壹

石式斗七升式合替

請取四ヶ

合金七拾三兩ト銀式匁九分四厘

長式拾式間

杵 高サ三尺

壹艘

横四尺

此仕様

此仕様

長式拾式間、高サ三尺、横四尺、両端敷三方板厚サ五寸、此木数六寸角式間木、百五拾式本七分七厘、蓋板式拾式間板厚五寸、此板子五分板八拾八枚、横棧四拾四通太サ六寸角敷、両端三方ニテ式間、此木数六寸式間ノ木四拾四本、蓋押ヘ桁長式拾式間、太サ六寸角、両隅ニ通此木数六寸式間木式拾式本、縦樋二組、地柱式本六寸角長サ式間、樋木壹本壹尺式寸角長サ式間、笠木壹本壹尺壹寸角長壹間、此木数六寸角式間木ニシテ七本六分八厘、杵戸長三尺、横式尺五寸、厚四寸、此板五分廻六分六厘、樋敷土留柱式本、壹尺壹寸角長サ式間、笠木壹本壹尺壹寸角長サ壹間、横桁壹本壹尺

一金四拾壹兩式分ト

銀八匁四分

伍藤佐太右衛門より、通を以度々請取之

一金九兩三分ト

銀四匁四分五厘

岡村十郎右衛門より、材木ニテ請取、大小角三拾八本、六寸角式間、メ百式拾式本八分之代、但金壹兩ニ付拾式本半代

(カスガイ)菅野七郎左衛門より、銚ニテ請取、銚大小七百七拾五本、此銚目四拾六貫八百目、但金壹兩ニ付銚目九貫式百七匁替

關・川邊兩御蔵より、米式

金拾六兩式分ト

金五兩ト

銀四匁九分九厘

銀四匁九分九厘

銀四匁九分九厘

銀四匁九分九厘

銀四匁九分九厘

銀四匁九分九厘

銀四匁九分九厘

銀四匁九分九厘

銀四匁九分九厘

銀四匁九分九厘

壹寸角長壹間、控柱式本六寸角長壹間、此木数六寸角
式間ノ木、ノ拾壹本八厘、土留板幅四尺五寸厚サ五寸、
長壹間、此板数五分三枚、樋後土留柱式本、壹尺壹寸
角長式間、笠木壹本、壹尺式寸角長壹間、横桁壹尺壹
寸角長壹間、此木数六寸式間ノ木、ノ拾本七分式厘、土
留板幅四尺五寸厚五寸横壹間、此板数五分板三枚、切
出削屑之分六寸式間木八本壹分三厘、削屑五分板七枚、
壹分式厘四毛已上式間、式間六寸角、合式百五拾六本
四分、板子五分廻百壹枚壹分九厘

根敷式拾式間

馬踏三間

堀坪六百拾七坪半

堤堀口 切口上拾六間

此

切口下三間

埋坪六百拾七坪半

直高五間

式ヶ坪合千式百三拾五坪

此人足四千四百四人

但壹坪ニ付三人半六厘掛り

右御入用

一金式拾式兩ト

六寸角式間木、式百五拾六

銀三匁壹分式厘

本四歩之代、但金壹兩ニ付

七 治 水

一金七兩三分ト

銀拾三匁六分

一金八兩

一金壹歩

一銀六匁式分五厘

一銀八匁九分九厘六毛

一金三兩ト

銀四匁壹分七厘

拾壹本六分式厘六毛替、岡
村十郎右衛門より請取、木
代西村清右衛門取次、木材
平均値段

五分板百壹枚壹歩九厘之
代、但金壹兩ニ付拾式枚
代、右杓造作平場作料、
大工犬山次郎右衛門渡ス、
証文有り

杓遣来為祝儀、大工次郎右
衛門被下之

右同断大工長三郎被下之、
但鳥目五十疋之代

関大工三右衛門作料渡ス、
但是ハ杓為横目、犬山大工
ニ相添申故如此証文有り

木挽理弁渡ス、右杓挽坪百
三拾五坪半之手間代、但壹
坪壹匁三分六厘宛、入札を
以相究証文有り

一金壹兩三分ト

杵戸前金物手間代、鉄代鍛

銀三分八厘

治助九郎渡人証文有り

一金三兩三分ト

銚五百七拾七本、此鉄目三

銀壹匁七分

拾四貫八百匁之代、但金壹

一金壹兩ト

兩ニ付鉄目九貫貳百七匁替

銀拾三匁貳分

杵遣来祝料並、役人帳紙表

一金六兩ト

所諸色、小弘方日記有

銀八匁貳分三厘

米七石七斗九升四合四勺之

御入用

代、但金壹兩ニ付、米壹石

金貳兩ト

貳斗七升貳合替、是ハ関郷

銀四匁五分三厘

助人足千七百七拾七人半之御

扶持方米、一日壹人ニ付六

合六勺壹才ハ、揚宛扶持升

ニして、一日壹人七合五勺

金貳分ト銀三匁

板子大小九枚残ル、五分板

一金拾兩壹分ト

米拾三石貳斗壹合壹勺之

銀七匁八分九厘

代、但金壹兩ニ付、米壹石

金貳分ト

貳斗七升貳合替、右是ハ川

銀六匁六分貳厘

邊・栃井千九百九拾四人半

之御扶持方、一日壹人六合

付拾九本八步替、木屑故値

六勺壹才ハ、揚ッツ扶持升
ニして七合五勺之積、両村
人足三千貳百貳拾六人半之
内、從両村普請米未申兩年
より、千貳百三拾貳人引残
分如此

七ヶ合金六拾四兩三分ト銀七匁五分三厘六毛

引残金八兩ト銀拾匁四分四毛

右之内訳

材木大小拾七本ニて残ル、

六寸貳間木ニ、ノ貳拾貳本

八步、但金壹兩ニ付拾壹本

替

ニノ六枚九步八厘四毛、金

壹兩ニ付拾貳枚七分替

木屑之分六寸角貳間木、拾

貳本壹分代之代、但金壹兩ニ

段如斯

金貳分ト

銀拾匁六分

板子切屑引落之分、五分板

ニ、拾三枚之代、但金壹兩

ニ付板子拾九枚貳步替

金壹分ト

銀拾四匁貳分

木屑之分六寸角ニ、五本三

分七厘、金壹兩ニ付拾壹本

代

金貳分ト

銀三匁六分五厘

板子切屑之分、五分板ニ、

七枚壹步貳厘四毛ニて残

ル、金壹兩ニ付拾貳枚七步

替

金壹兩壹分ト

銀三匁五分四毛

銚百九拾八本、此鉄目拾貳

貫目、但金壹兩ニ付鉄目九

貫貳百七匁替

金壹兩壹分

金貳分ト銀九匁六分

右渡方

金子ニて残ル

材木板子木屑売落之分

一金貳兩ト

銀四匁五分三厘

材木大小角拾七本ニて残

ル、六寸貳間木ニ、貳拾

貳本八步三厘、岡村太郎右

衛門渡ス

一金貳分ト銀三匁

板子大小九枚残ル、五分板

ニ、六枚九分八厘四毛、右

一金貳分ト

銀六匁六分貳厘

木屑之分六寸角貳間木拾貳

本壹分代、金子ニて伍藤佐

太右衛門ニ渡ス

一金貳分ト

銀拾匁八分

板子、切屑、引落し分五分

板ニ、拾貳枚代、金子ニて

右同人え渡ス

一金壹分ト

銀拾四匁貳分

木屑之分六寸貳間木ニ、

五本三步七厘、下役三人え

渡ス、所々繕御普請入用之

由

一金貳分ト

銀三匁六分五厘

板子、切屑五分板ニ、七枚

壹步貳厘四毛、下役三人え

渡ス、右同断

一金壹兩壹分ト

銀三匁貳分四毛

銚百九拾八本高橋儀右衛門

渡ス

一金壹兩壹分

金子ニて残り、伍藤佐太右

衛門渡ス

一金貳分ト

銀九匁六分

材木、板子、木屑壳落之

分、但角平均値段兩ニ拾壹

本六分貳厘替、板子金壹兩

ニ付、拾貳枚七分替ニ相調

候処、木屑成候、板子五分

廻拾三枚之分、金壹兩ニ付

拾九枚貳分代、木屑ニ成候、

六寸角拾貳本壹分之分、金

壹兩ニ付拾九本八分之二相

払候故、壳落之分如此、改

之上御勘定ニ定ル

右之通大谷南之杓造替、御入用請払平場作料、並諸色

買物値段段入札を以、吟味之上相究御勘定仕立候、前相

違之儀御座候ハハ 何時成共仕直差上ケ可申候已上

元禄五申年四月廿四日

朝倉五郎太夫印

三沢判左衛門印

右相改相違無之者也

元禄五申年四月廿六日

大嶋三郎右衛門印
伍藤佐太右衛門印

三一七 溜池借地年貢証文

○町内福島

福島区所蔵

（解説）

寛延元年（一七四八）の福島村にある溜池の証文である。この溜池の敷地は、下麻生村に居住する地主であるため、この地主と、福島・栃井両村の村役人が、年貢納入について取り交わした証文である。

末々迄溜池敷地証文之事

一溜池中田貳畝貳拾八歩

此高五斗四合四勺七才

下麻生久左衛門控田池分

此溜池新水付分横幅楯

幅拾六間半
長拾七間壹尺

此敷地御年貢六斗ツツ、来巳年より永々相勤可申

候筈ニ相極申候

御蔵入御代官様支配村高百貳拾石也
一定米八升六勺壹才

福島村庄屋

久右衛門支配

御地頭小瀬新左衛門様村高百貳拾六石四斗六升壹合也 同 村庄屋
 一 同八升四合九勺六才 九右衛門支配
 御地頭様吉田作之丞様村高三拾石也 同 村庄屋
 一 同貳升壹勺五才 弥 平支配
 御地頭中村又藏様村高百七拾石壹斗四合也 同 村庄屋
 一 同壹斗壹升四合貳勺八才 孫 八支配
 御地頭竹腰山城守様村高百七拾貳石三斗九升也 佐平次支配
 一 同三斗

ノ六斗也

右御田地尾州中村又藏様御知行所福嶋ニテ、其元御控
 御田地池敷ニ仕度候ニ付、御相談仕候处早速御納得被
 成被下候ニ付、御奉行え当辰十月栃井村井組ニ致シ、
 村中納得之上ニテ、前々之溜池ニ重置仕度、御願申上
 御普請相叶申候、右敷地御年貢之儀、福嶋村ニテ四組
 並、栃井村共ニ定納米相談相極、栃井村ニテ定納米三
 斗、福嶋村ニテ定納米三斗、定納米合極之通年々其方
 え急度相勤可申候、此溜池末々ニ至若砂入、又ハ何様
 之儀出来仕候とも、右極之御年貢米六斗、少シも無遅
 滞急度相勤可申候、其時一言之違乱申間敷候、此溜池
 御田地ニ付、以後永々其方え御苦勞掛ケ申間敷候、勿
 論村中栃井村共ニ納得之上ニテ、出来仕候溜池ニ御座
 候得は、以後申分仕間敷候、為後日証文仕候仍て如件

寛延元辰十二月

下麻生村
 久左衛門殿

三二八 溜池用水借地年貢証文

○町内福島

福島区所藏

福嶋村庄屋 九右衛門
 同 断組 又 七
 同 断庄 久右衛門
 同 村庄 弥 平
 同 村組 仙右衛門
 栃井村庄屋 佐平次
 同 村組 九平次
 福嶋村百姓代 武平次

(解説) 寛延二年(一七四九)の栃井村から福島村に出
 した証文である。栃井村利用の溜池用水路が、福島村の敷
 地内を通るため、年貢納入について取り決めたものである。

溜池井道証文之事

所ハ下飯田口より丹加測井迄
一 拾九歩 高壹斗三升九合九勺四才
所ハ長谷洞より下飯田口迄
一 壹畝七歩六厘 定米九升四合九勺
所ハ久右衛門前よりそのへ道迄
一 壹畝拾貳歩貳厘五毛 高壹斗六升壹合貳勺壹才
所ハ塚こし
一 壹畝拾六歩八厘六毛 定米壹斗壹升九合三勺六才
所ハ久右衛門前より東川なべ田迄
一 壹畝貳歩七厘五毛 高貳斗八升壹合六勺六才
高三斗壹升貳合三勺
定米貳斗壹升八合六勺四才
高貳斗壹升八合六勺貳才
定米壹斗五升三合貳勺五才

畝ノ五畝貳拾八歩四厘六毛

高ノ壹石壹斗貳升貳合九勺二才

定米七斗八升三合三勺壹才

右は長谷洞溜池ニ重置被成候ニ付、御相談仕候得は、
新重置之分并組ニ御相談之上、御納得被成被下候ニ付、
両村より御普請出来仕候ニ付、從右有来り候井道之分、
御年貢半分出シ可申筈ニ相極、井道無御座候所は、御
相談之上立合、新井道間尺畝高相改御年貢相勤、用水
引可申筈ニ相極、此井道御年貢ハ勿論、□□何様之
儀出来仕候共、右井道御年貢七斗八升三合三勺壹才宛、
永々急度相勤蔵入上納可仕候、為後日井道御年貢証文
仕所仍て如件

寛延二年巳三月

福嶋村

庄屋中

板井村 庄屋 佐平次
同 村組 九平次
同 村百姓代 茂左衛門

三一九 溜池新設畑売渡一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文化二年(一八〇五)の溜池新設にともなう文

書である。この新設について、個人の畑地が対象となるた
め、売却代金の受取及び協議事項を、売り主が一札形式で
提出したものである。

差出し畑之事

字大洞口
一 上畑四畝八歩余

代金貳両也

高五斗壹升五合

右は今般溜池御普請出来ニ付、右池敷地差出候処、御村方衆中より被仰聞候ニ付、御村方永代御用ニ相立候事ニ御座候得ハ無異議差出可申候、御買上として書面代金、村方より被下慥ニ受取申候、左上ハ右敷地畑ニおいて、私共子々孫々ニ至迄、一度之異乱申間敷候、依之組合親類加判為仕候処仍而如件

文化二年

丑三月三日

村方衆中
庄屋
官兵衛殿

うり主
長右衛門 印
親類加判
忠次 郎 印
五人組頭年寄
与次右衛門 印

三三〇 溜池新設による一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文化二年(一八〇五)の溜池新設にともなう大

七 治水

嶋氏あての一札である。近年、下川辺村は水不足となり、そのため溜池新設の許可が降りたが、これに対する年貢納付及び、溜池はこれ以上拡張しないといったことを確約した内容である。

差上申一札之事

一私共村方近年度々干損仕、甚難渋仕候ニ付、此度新池御願申上候処、村内ニ宜敷場所無之故、御立山之内字大洞口、宜敷場所相見候ニ付、別紙絵図面之通御願申上候処、御聞濟被下難有奉存候、然上は敷地为御年貢、当丑之暮より永々定米四斗宛、当御役所え相納可申候、以来樋伏替普請洲上ヶ仕候節ハ、各之趣申達、其上右間敷之外堀崩シ申候儀、一切仕間敷候、勿論溜井畔ニ不限、御立山木草等ニ差障り申間敷候、万一心得違之者有之候ハハ、何様共可被仰付候共、其節違背仕間敷候、為後日証文仍如件

文化二年丑四月

下川邊村
百姓代
圓右衛門
年寄
与次右衛門

七〇五

庄屋
官兵衛

大嶋兵庫様

御役所

(表紙)

文化五年

御普請明細帳

(閏)
辰壬六月

田口五郎左衛門支配所

濃州加茂郡

石神村

三三二 用水普請明細表

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 文化五年(一八〇八)の用水関係の報告書である。

村内における過去の被害並に、溜池用水や河川の実態と改修工事の経緯などの記録がある。また橋りょうのこと、そのときどきの支配者の記述もある。

田口五郎左衛門支配所
一高五百八拾五石九斗

濃州加茂郡

石神村

内

八拾八石六斗三升四合

無地肩高引

是ハ先年より地不足ニて、御物成惣百姓弁上納仕

来候

六斗八升貳合

前々溝敷引

八石壹斗六升九合

川欠山崩石砂入引

此訳

田高三百九拾壹石三斗貳升

此反別式拾四町七反四畝九歩

内

高五拾八石九斗五升八合

無地眞高

是ハ先年より地不足ニテ、御物成惣百姓中より弁上納仕来候

高六斗八升貳合

前々溝敷引

此反別五畝五歩

高五石七斗五升

前々川欠永引

此反別四反壹畝廿九歩半

高壹石六升

天明八申ノ川欠引

此反別七畝拾八歩

畑高百九拾四石五斗八升

此反別拾六町壹反六畝三歩

内

高貳拾九石六斗七升六合

無地眞引

是ハ先年地不足ニテ、御物成惣百姓中より弁上納仕来候

高壹石壹斗九升五合

前々川欠諸引

此反別壹反壹畝拾六歩半

高壹斗六升四合

天明八申ノ川欠引

此反別壹畝廿七歩

一金壹兩米六斗

七 治水

是ハ別所溜池敷地、年貢前々より每年上川邊村地

主迄遣シ申候

一米三斗

是ハ郷藏敷地、年貢地主藤助え遣シ申候

一郷藏敷

無御座候

一堤土取場荒地無御座候

川上水元同郡上川邊村神坂洞より流、川路壹里程村中より飛彈川迄流落入

一神坂川通悪水堀

川長村内貳百五拾

間川幅六間

常水少し

満水高五六尺

一土橋壹ヶ所

長七間

幅八尺

是ハ飛州川通用之為、前々より百姓自普請仕来候

一土橋壹ヶ所

長三間

幅八尺

神坂川通
右同断

一金貳拾三兩貳歩永百五拾文七分

是ハ享和元酉年、飯塚伊兵衛様御代官所之節、御手伝諸色代川入用、御普請人足賃銀被下置候

七〇七

字別所
一溜池浚人足賃米七石四斗九升貳合五勺
目録本置

是ハ明和四亥春改御普請被仰付、千種六郎右衛門
様御郡代之節、証拠書物無御座候、則御年貢皆済

目録ニ御印有之

同断
一溜池砂浚御普請
目録本置

是ハ安永四未春改砂浚被仰付、大原彦四郎様御代
官所之節、証拠書物無御座候、則御年貢皆済目録

ニ御印有之

同断
一溜池砂浚御普請
目録本置

是ハ安永八亥春改砂浚被仰付、大原彦四郎様御代
官所之節、証拠書物無御座候、則御年貢皆済目録

ニ有之

一溜池砂浚御普請並ニ伏樋堀替
配符有り

但伏長拾八間
内法六寸四方彫
豎樋式間
内法同断

御材木金物代被下置候

是ハ安永十丑春、改砂浚伏樋堀替御普請被仰付、

大原彦四郎様御代官所之節、証拠書物御座候

同断
一溜池砂浚御普請並伏樋堀替
配符有り

但シ伏樋長拾八間
内法六寸四方縁樋
豎式間内法同断

御材木金物代被下置候

是ハ天明三卯春、改砂浚伏樋堀替御普請ニ被仰付、
大原龜五郎様御代官之節、証拠書物御座候

右同断
一溜池破浚人足賃金四拾六兩壹分永貳百四拾七文九分
配符有り、御手伝配符置

是ハ享和元酉年飯塚伊兵衛様御代官所之節、御手
伝御普請諸色代人足賃銀被下置候

右同断
一溜池砂浚御普請
目録本置

是ハ文化三寅春、改砂浚被仰付、田口五郎左衛門
様御代官所之節、証拠書物無御座候、御年貢皆済

目録ニ御印有之

一明和二より安永三迄拾ケ年之内、壹ケ年ハ千草清右
衛門様御支配、五ケ年ハ千草六郎左衛門様御支配、

四ケ年ハ岩出伊右衛門様御支配

一安永四より天明四迄拾ケ年之内、五ケ年ハ大原彦四

郎様御支配、五ケ年ハ大原龜五郎様御支配

一天明五より寛政六迄拾ケ年之内、四ケ年ハ大原龜五

郎様御支配、六ケ年ハ飯塚常之丞御支配
(様)

一寛政七より文化元迄拾ケ年之内、五ケ年ハ飯塚伊兵
衛様御支配、三ケ年ハ小出大助様、貳ケ年田口五郎

左衛門様御支配

一文化二より五迄、田口五郎左衛門様御支配

字別所

一溜池用水伏樋

長拾八間
内法六寸

一豎樋

長貳間
内法六寸

一用水路四通

老通ハ長拾四町
幅三尺

是ハ前々より百姓自普請仕来

式通ハ長五町
幅貳尺

神坂洞口

候

一井水堰壱ヶ所石積

幅貳尺
長七間
高サ七尺

是ハ前々より百姓自普請仕来候

平之井

一井水堰壱ヶ所粹組

高サ壱間粹七ツ並
三通惣高壱丈

是ハ前々より百姓自普請ニ仕来候

同所

一井水堰棚井三ヶ所

長七間
高サ三尺

是ハ前々より百姓自普請ニ仕来候

同所

一井水堰棚井壱ヶ所

長五間
高サ四尺

是ハ前々より百姓自普請ニ仕来候

一村長南北拾壱町東西四町拾間

東ハ飛州より流出候、右川向ハ尾州様御知行所比

久見村、西ハ同御支配所鹿塩村、南ハ大嶋雲八様

御知行所中之番村、北ハ同御支配所上川辺村

七 治水

東海道

中仙道

一往還

無御座候

一渡し舟

無御座候

一御休

無御座候

一杓樋

無御座候

一水門

無御座候

一算

無御座候

一用水堀

無御座候

右之通無御座候

一当村之儀先年ハ、大嶋肥前守様御知行所ニ御座候、

寛永年中之頃御上知ニ相成、直ニ御祖父茂兵衛様え

御預所ニ相成、年曆五拾年之由聞伝申候、其後は御

代官南條金左衛門様御支配ニ相成、替り替り御支配

ニ被仰付候所、明和二酉年庄屋役源藏相勤居候節、

火難ニテ諸書物焼失仕、前々御支配被遊候御代官様、

御代々御名前相知不申候故、御断申上候以上

一溜池之義ハ、先年大嶋様御知行所之節、開発と開伝

申候、証拠書物無御座候、則宝永四亥年六ヶ村山論

済口絵図面、御裏書御証文ニも御書載御座候、石砂

七〇九

浚伏樋堀替之節ハ御願申、御入用御普請被仰付、人足扶持米賃銀被下置候以上

右ハ前々より有来候義、明細書上申候相違無御座候以上

文化五年辰壬六月

加茂郡石神村庄

孫右衛門

同断

年寄

藤助

同断

源太郎

同断

長十郎

百姓代

又右衛門

笠松堤方

御役所

三三二 溜池決壊明細並に修復願

○町内福島

福島区所蔵

乍恐奉願上候御事

長式拾間

福島村

一長谷留池堤 幅八間

立会

高五間半

栃井村

但杵不残押出申候

一池下田地押出分

長六百三拾間
幅□□五拾五間

内

池下川筋

一長四間

同所横阿七

一同式間

同所下横阿七

一同二間

同所川筋

一同六間

同所下横阿七

一同四間

同所下横阿七

一同式間

同所川筋

一同六間

同所横阿七

一同八間

一長式拾式間

押出右ハ治助控分

一幅□□式拾式間
和太助分横阿七
一長四間

棚高式尺
高五尺
幅式尺

(解説) 文化六年(一八〇九)の大雨による溜池決壊の願書である。この水害は広範囲に及んだため、その被害状況の明細を添え、早期復旧を願ひ出したものである。

七二一

[illegible]

一 同七拾六間
 一 幅拾四間
 田面出口
 一定井長老間
 弥藏分
 一 長式間籠式本
 弥藏田口
 一 長式間井棚
 一 長式拾老間
 一 幅拾三間
 井道分
 一 長六間籠
 半十郎横阿七
 一 同式間半
 定井分
 一 同式間
 一 同四拾四間
 一 幅三拾四間
 藤右衛門分
 一 長拾間籠
 弥次右衛門分川筋
 一 同八間籠
 同所下川筋
 一 同三間籠老本
 同所下川筋
 一 同拾間籠三本
 一 長式拾七間
 一 幅□□式間

七 治 水

押出分半十郎控
 手木三本
 押木式拾四本
 幅三間
 土高四尺
 手式本
 押木式拾四本
 押出分弥藏控
 三本
 棚高式尺
 幅式尺
 石指し
 高式尺
 押出分半十郎控
 老本
 老本
 土高三尺
 幅三尺
 土高老間
 幅三尺
 根五尺
 押出分弥次右衛門控

半十郎川筋
 一 長式間籠式本
 同所
 一 長八尺
 同所上
 一 長式間半
 鳥川橋北方
 一 長七間石差
 鳥川橋
 一 長式間土橋老ヶ所
 橋南方
 一 長三間
 一 長五間
 一 幅四間
 次右衛門分横阿七
 一 同拾間
 同所下
 一 同式間半
 同下
 一 同六間
 同下
 一 同三間
 一 長式拾間
 一 幅拾六間
 和太助式ヶ所
 一 長式間
 同所下
 一 同式間
 同所下阿七
 一 同三間

土高老間
 幅式尺
 高五尺
 幅式尺
 棚高式尺
 高七尺
 幅式尺
 棚高式尺
 高七尺
 幅式尺
 高八尺
 幅式尺
 幅四尺
 土高式間
 高四尺
 根式尺
 押出分五平次控
 棚高式尺
 幅式尺
 棚高式尺
 高三尺
 幅式尺
 右同断
 棚高式尺
 幅式尺
 押出分治右衛門控
 棚高式尺
 高三尺
 幅式尺
 棚高式尺
 幅式尺
 棚高式尺
 幅式尺

濟

七 一 三

一 長式拾三間半

一 幅拾式間

一 治右衛門分
長拾式間

一 同所下阿セ
同拾間

一 定井
長式間

一 道阿セ
同式間

一 渡瀬上三付
同五間籠

一 治右衛門分
同式間

一 長式拾老間

一 兼行分
幅拾式間

一 長拾式間

一 同下
同八間

一 同下
同五間

一 同下
同五間

一 同下
同七間

一 同下
同式間半

押出分和太助控

棚高式尺
幅式尺

棚高式尺
高三尺
幅式尺

手式本
押式拾四本
高成四尺

石差高四尺
上八石通り之分老間

式本

棚高式尺
土高四尺
幅式尺

押出分治右衛門控

棚高式尺
土高四尺
幅式尺

棚高式尺
高三尺
幅式尺

棚高式尺
高式尺五寸
幅式尺

右同断

右同断

右同断

同下
一同三間

一同三拾六間

一同八間
石田兼次郎道添

一同六間

同所二ヶ所
一同式間

同所二ヶ所
一同式間半

同所川筋
一同八間

一同三拾五間

一同幅拾五間

久左衛門分
一同九尺

一同長五十式間

一同幅九間

一同瀨之衛川筋
一同拾間籠

一同所
一同式間

一同所川筋
一同式間半

一同所川
一同五間籠

一同式拾間

一同幅拾八間

棚高式尺
高四尺
幅式尺

押出分兼次郎控

棚高式尺
高三尺
幅式尺

棚高式尺
幅式尺

棚高式尺
高三尺
幅式尺

棚高式尺

押出分兼次郎控

棚高式尺
高五尺
幅式尺

押出分久左衛門控

壱本

高七尺

高四尺

高七尺

高三尺

式本
押出分瀨之衛控

一 長九間
 一 幅五間
 一 萬吉川筋
 一 長三間籠
 一 同拾三間
 一 幅八間
 一 から木郷定井
 一 長式間
 一 右同所
 一 杵式ヶ所
 一 長式拾六間
 一 幅九間
 一 半十郎分
 一 長壹間
 一 半十郎下内
 一 同拾七間
 一 幅拾三間
 一 長拾六間
 一 幅拾貳間
 一 弥次右衛門畑
 一 長拾壹間
 一 幅三間
 一 萬吉畑
 一 長拾三間
 一 幅八間

押出分忠太郎控
 式本
 押出分萬吉控
 手式本
 押木四十四本
 幅貳間
 長四尺
 幅四尺
 押出分弥藏控
 棚高貳尺
 高三尺
 幅貳尺
 押出分半十郎控
 押出分金七控
 押出分弥次右衛門控
 押出分萬吉控

一 国右衛門畑
 一 長六間
 一 幅三間
 一 力助
 一 長拾九間
 一 幅七間
 一 治右衛門 源太夫分
 一 長八間
 一 幅四間
 一 常次郎畑
 一 長拾六間
 一 幅四間
 一 治右衛門田之分
 一 長貳間
 一 治右衛門分
 一 同拾七間半
 一 幅拾間
 一 作右衛門分
 一 長拾八間半
 一 幅拾間
 一 作右衛門阿セニヶ所
 一 長貳間半
 一 龜藏上之分
 一 長六間
 一 幅六間
 一 治右衛門上分
 一 長拾八間
 一 幅拾壹間

押出分国右衛門控
 押出分力助控
 押出分治右衛門控
 押出分常次郎控
 棚高貳尺
 幅貳尺
 押出分治右衛門控
 押出分作右衛門控
 棚高貳尺
 幅貳尺
 押出分龜藏控
 押出分治右衛門控

亀藏道下
一長貳拾貳間半

押出分亀藏控

一幅八間
半十郎分

押出分半十郎控

一長拾六間

一幅拾貳間

亀藏畑

押出分亀藏控

一長九間

一幅六間
亀助屋敷

押出分亀助控

一長拾八間

一幅八間
弁右衛門畑屋敷

押出分弁右衛門控

一長拾八間

一幅拾四間
作右衛門屋敷

押出分作右衛門控

一長拾貳間

一幅九間半

ノ延間八百三拾壹間

ノ幅四百廿六間

右は当月十三日夜大雨にて、長谷溜池吹抜押出し、右
ヶ所書之通り、御田地大損ニ相成申候 御見分之上不
時御普請被仰付、被下置候様奉願上候 何卒早速願之
通り被仰付被下候ハハ、難有仕合ニ可奉存候以上

文化六年巳二月

平野弥三右衛門様

御陣屋

福嶋村庄屋 半十郎
栃井村庄屋 作右衛門
福嶋村組頭 為治
同村百姓惣代 五平次

三二三 溜池場所替え願書

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 文化六年(一八〇九)の溜池場所替えの願書で
ある。従来の溜池では水不足となるため、新設したいが、
それについて資材・人足代も支出して欲しいとある。なお、
笠松役所に提出する前に、下川辺役所の添書きを願ってい
る。

乍恐書付を以奉願上候

田口五郎左衛門支配所、加茂郡石神村別所溜池、砂浚

伏樋替之節は、奉願上前々より、御入用御普請人足扶持米並、御林木金物代被下置、御普請仕来難有御儀ニ奉存候、右溜池之義如何之様子ニ御座候哉、近来水保悪敷五七日照続候ハハ、一向水無御座候て日照之節、用水之さし加ヘニ相成不申候て、近年追々旱損打続甚難渋仕候、猶又此俟ニ捨候得ハ、弥増旱損仕困窮之百姓内損相嵩、自然と御上納ニも、差闇候てハ奉恐入候、然処幸宜敷場所御座候故、御見分被成下置、御憐愍之上御入用人足等被下置、右溜池場所替御普請被遊、可被下候様ニ、偏奉願上候以上

文化六年巳八月

加茂郡石神村

百姓代
又右衛門印
年寄
長十郎印
同断
源太郎印
庄屋
藤助印
同断
孫右衛門印

笠松堤方
御役所

右之通奉願上候間、何卒御添簡被下置候様、幾重奉願上候以上

七 治水

下川邊
御役所

百姓代
又右衛門印
年寄
長十郎印
同断
源太郎印
庄屋
藤助印
同断
孫右衛門印

三三四 溜池並に作付実施検分願書

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 文化六年(一八〇九)の作物凶作にともなう願書である。当村は従来より溜池の水不足に悩まされ、そのため以前は、豊凶作に基づき年貢を納入してきたが、近年は一定額を納入する制度に改められた。しかし今年のような水不足による凶作では、年貢納入もかなわず、それに農民は多額の借財もあるため作付の実地検分と、年貢の軽減を依頼した内容となっている。なお、溜池新設許可が遅れていることを、案に批判したものである。

七 一七

乍恐以書付奉申上候

字別所
溜池沓ヶ所

私共村方之儀、元来天水旱損場所にて、五七日も旱魃続候得は、毛附反別三分通り養ひにも引足不申、依之入用拝借米を以、新溜池沓ヶ所御願申上度ニ付、御添簡を以笠松堤方御役所へ出願仕候跡、御目論見為御見分、横井庄内様・森川春右衛門様被成御越、於右場所種々御利害被仰付候得共、前許奉申上候通、例年旱魃難渋仕て、困窮之百姓多分内損相立、最早潰れにも可及難ヶ敷奉存候、尤天明年中迄大原亀五郎様御支配所之節ハ、年々御検見豊凶ニ随ひ、御取箇増減被仰付候跡、其後中井清太夫様御代御検見之節、格別御取増ニ相成候、其後飯塚伊兵衛様御支配ニ被仰付、夫より年々御取箇相進ミ、寛政年中御支配一同御利害之上、御定免相願ひ候様被仰付候得共、私共村方之儀は、全躰前書之通天水旱損所ニ付、御定免奉請候義は難儀御座候得共、御支配一同御定免ニ罷成候故、沓ヶ村にて御検見御請難申上、無余儀外村々一同御定免相願候儀ニ御座候、其後当御支配所被仰付候、去ル子年大旱魃ニ付破免、検見入奉願

候処、御支配所様御初年故、太田文兵衛様厚御利害有之、無抛差控罷在候、猶亦去ル丑年旱魃ニ付、破免御検見奉願候処、御見分之上歩合にも可相当、願にも有之候得共、当年之儀ハ辻六郎左衛門様、元御支配所笠松附之分、立会御預り所ニ相成、右村々も多分旱損破免願有之、右之場所へも差闇キ候間、何れにも御定免可相勤旨、尤御上納方調達難儀之筋も有之候ハハ、笠松附御貸附金之内、拝借可為致旨厚御利害難随心、無抛御定免奉請候、然処当巳年又候旱損仕、破免御検見入奉願候処、折節御郡代様御病中ニ付、信楽様御代御検見被仰付、当夏中旱魃御屈書差出候後、雨繼も宜追々立去可申ニ付、破免願止之儀御利害被仰聞候得共、一体田方植付後末根株殖不申内、数月之照統殊ニ土用前用水引足不申、植付候俟にて白枯ニ相成、或は青立すくみ等にて末出穂も不相揃、此上実法無覚束迫も定免難相勤旨、村々一同申立候ニ付、御立会以前御支配様御見分之上、申立候通破免歩合も可相当候得共、当年之儀は御取箇之義ニ付、別段被仰渡も有之、其上御郡代様御病中にて、無抛代検見被仰上、旁以御心痛も多年柄、

願之趣を無余儀相聞候得共、定免可相勤旨精々厚キ御利害、小前へ取候ては難渋至極、迎も皆済難相成旨を以、再応破免御検見入之儀強て申立候処、飛州御貸附金之内、御貸附右ニて不引足候ハハ、信楽附御貸附をも御貸附可有之間、右を以御年貢筋皆済仕、其内ニは亦御支配ニも御勘弁も有之哉之旨、厚御含ミ御利害無抛承伏仕候、然共此上御拝借仕候ても、先達笠松御貸附金拝借返納今以不相済、年々返納元利相嵩、自然と御免合相進ミ候姿ニ相成、困窮之百姓甚以難儀至極奉存、殊ニ以御検見切替迄、余程年限も御座候得は、乍恐右之始末御含被成下置、何卒御百姓相続相成候様、御慈悲御憐愍之程、幾重ニも奉願上候以上

文化六巳九月

加茂郡石神村百姓代

又右衛門印

年寄

長十郎印

同断

源太郎印

庄

孫屋右衛門印

同断

藤助印

笠松堤方

御役所

七 治水

前書之通笠松堤方御役所へ、御願申上度奉存候、依之一同連印を以偏ニ奉願上候以上

加茂郡石神村

百姓代

又右衛門印

年寄

長十郎印

同断

源太郎印

庄

孫屋右衛門印

同断

藤助印

下川邊

御役所

三二五 溜池新設願書

○町内石神

石神区所蔵

(解説)

文化七年(一八一〇)の溜池新設についての再度の願書である。この件については前回許可が下りず、今後年貢納入に支障をきたすので、現在使用中の溜池の土砂さらえとともに、再度調査の上許可を願ったものである。

七一九

乍恐書付を以奉願上候

一 加茂郡石神村之義ハ天水場所ニて、前々より御入用之御普請溜池、沓ヶ所所持仕候得共、十日程も照続候へハ、田方致早損百姓難渋仕候ニ付、幸宜敷場所御座候故、去巳年御願申上候所、新溜池御普請之義ハ、江戸御伺被成下候へ共、御下知相済不申由、御支配御役所様より被仰聞、甚迷惑ニ奉存候、在候所当夏も三十日余照続、田方多分ニ早損仕候へハ、御取箇御定免之義ニ候得共、破免御願之上候も、恐多ク奉存候、右鉢之溜池沓ヶ所ニてハ、早損之年柄ニハ御年貢皆済之節、至難渋仕候故、何卒御勘弁を以、新溜池沓ヶ所御普請之義、被仰付被下置候得ハ、永々百姓相続之基ニも、可相成と奉存候、並ニ直又有来候溜池之義、年々夥ク石砂押込候て、一向水溜り場所無御座候故、早損之節差加へニも難成候故、乍恐御見分被遊、御入用ニて砂浚御普請共ニ、被仰付被下置候様、幾重も奉御願上候以上

文化七年午八月

加茂郡石神村百姓代

亦右衛門印

年寄

源太郎印

笠松堤方
御役所

右之通奉願候間、何卒御添簡被下置候様奉願上候以上
文化七年午八月

石神村百姓代

亦右衛門印

年寄源太郎印

同断長十郎印

同断屋助印

同断藤孫右衛門印

下川邊

御役所

三二六 用水井林新設願書

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 文化一〇年(一八一三)の用水についての願書

である。当村は持山もなく、用水溝の木材もそのつど購入してきた。そのため六か村の共有地に、資材となる林山を新規に作りたいと願った。しかし一部が反対して実現しないので、これについて、下川辺役所に実態調書を願ったのである。

乍恐以書附を奉願上候

一加茂郡石神村用水之儀ハ、上川邊村之内字神坂洞谷川流筋、井堰三ヶ所自普請ニ仕来候、則棚井堰杵組等ニて堰上申候、元来地詰り之村方故、百姓持林等一切無御座候て、右井堰年々修覆大破之節等、隣村ニて諸木買調、普請仕及難渋申候故、此度下川邊村・栃井村・中之番村・鹿塩村・上川邊村々々相願候は、納古山統ニて幸右井堰之上ニ、宜敷場所御座候故、何卒式拾間四方、井山ニ差免被呉候様相願候處、村々猶以兵三郎組共ニ致呉候得共、上川邊村吉左衛門組ニ限り、新規之儀相成不申由申之仕、左候ハハ享保年中ニ六ヶ村より、被差免候用水溜池、要外之砂留之義ハ、山洞之義故猥ニ罷成、留ニ相成不申ニ付、場所替之義致呉候様、下川邊村官兵衛・栃井村茂左

衛門兩人相願、右難渋之由得と弁申解呉候得共、彼是と申中々承知無之候、且又吉左衛門組神坂洞之義ハ、飛州往来筋大雨度毎ニ、石砂押出難義之由申立、当春秣場組合村々立会内改之砌、六ヶ村々相願申候は、砂留林致呉候様相願候ニ付、村々承知之上新規砂留メ差免申候、然処前段ニ申上候井林之儀、吉左衛門組ニ限り如何之趣意を以、不承知之儀御座候哉、御糺被下候、右井山林ニ願候地面之儀ニおいて、上川邊村々指障りニ相成場所ニては、無御座候哉ニ存候故、何卒兵三郎・吉左衛門組一同、乍恐被召出、右願通井山林ニ為生立呉候様ニ、御憐愍を以被仰付被下置候様、幾重も厚ク奉願上候、余は口上を以奉申上候以上

文化十年酉七月

石神村庄屋

孫右衛門

同断
藤助

下川邊
御役所

三二七 用水井林新設証文

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 文化一〇年(一八一三)の用水溝用の林山新設による証文である。証文は六か村あてであり、規定の間数以外は、林山を拡張しないと確約している。

為取替井林証文之事

字平前井堰之上
一井林壺ヶ所

但シ 高サ拾八間
横 貳拾間

右ハ拙者共、村方井堰修覆用立木無之ニ付、六ヶ村入会秣場之内字平前、右之間数井林ニ為立被呉候様、相願候ニ付、組合一同承知之上間数帳面連印を以、相渡被呉候上ハ、前書間数之外生出等一切致間敷候、依之為後日為取替証文仍て如件

文化十年酉八月

石神村庄屋

孫右衛門

同 村同断

藤 助

上川邊村庄屋

兵 三 郎殿

三二八 溜池改修工事願書

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 文化一四年(一八一七)の溜池工事に関する願書である。当溜池は、二〇年来修繕工事が施工されず、水路に土砂が流れこんで、水利が低下したため、工事を行いたいというものである。なおそれに用する費用の支出を願っている。

同 村同断 吉左衛門殿
中之番村庄屋 才三郎殿
同 村同断 甚兵衛殿
栃井村庄屋 茂左衛門殿
栃井村庄屋 徳右衛門殿
下川邊村庄屋 与次右衛門殿
鹿塩村庄屋 柳 作殿
同 村同断 喜右衛門殿

乍恐書附を以奉願上候

一 加茂郡石神村別所洞溜池之儀、式拾年以前未年ニ、
伏樋堀替並砂浚共御入用、御普請ニ被仰付難有奉存
候、其後年曆余程相立候故、此節伏樋潰込水不通用
ニ相成難渋仕候、元来私共村方之儀天水場故、五三
日も照続候得ハ、此溜池而已ニて田方植付等養仕来
候、此溜池場所之義ハ、別所洞と申余程成山洞故、
年々大雨度毎ニ夥敷砂押込申候て、中々自普請ニて
行届き不申故、亥之年砂浚御普請奉御願候処、御利
害被仰聞奉恐入候、相止メ申候、直又此度之義伏樋
潰込、殊之外及難渋ニ候故、此尽ニ差置候てハ、自
然と困窮之基ニも相成、百姓相続難成候故、何卒御
慈悲を以右場所御見分被為遊、前々之通右両様共、
御入用御普請ニ被仰付、被下置候様、幾重も奉厚ク
願上候以上

芝与市右衛門支配所

加茂郡石神村百姓代

又右衛門
年寄孫助
同断源太郎
庄屋長十郎

七 治水

笠松堤方

御役所

右之通笠松堤方御役所え、御願申度奉存候、乍恐御慈
悲を以御添翰被下置候様、奉御願上候以上
文化十四年丑八月

同断

孫右衛門

石神村百姓代

又右衛門
年寄孫助
同断源太郎
庄屋長十郎
同断孫右衛門

下川邊

御役所

三二九 大谷池堤防工事明細

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説)

万延元年(一八六〇)の大谷池堤防修繕工事の
明細である。川辺村上組の分担工事は、延べ三百人からの

七二三

人足が動員されている。

(表紙)

万延元申十月

大谷堤人足ノ書上帳

川邊上組庄屋

友三郎

御役所

上組頭 嘉平
政右衛門
曾兵衛
孫平
庄屋 友三郎

一 貳百九拾壹人四分

大谷人足ノ

一 貳拾壹人四分

才領ノ

一 拾五人九分

茶番ノ

一 四人

御奉行ノ

ノ三百三十貳人七分

此扶持米壹石六斗六升三合五勺

黒鍬ノ

外二

七人

此扶持米七升

ノ壹石七斗三升三合五勺

右之通ニ御座候以上

万延元申十月

三三〇 大谷池堤防工事明細

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 万延元年(一八六〇)の大谷池堤防修繕工事の

明細である。川辺村下組の分担工事は、延べ二百人からの

人足が動員されている。

(表紙)

万延元申十月

大谷堤人足^(書)上帳

川邊村下組庄屋

弥平

一百七拾八人七分

大谷堤人足^ノ

一拾六人六分

同 茶番^ノ

一拾七人壹分

同 才領^ノ

ノ式百拾式人四分

此扶持米壹石六升式合

右之通ニ御座候以上

万延元申十月

組頭 源 助

勇 藏

喜右衛門

庄屋 弥平

御役所

七 治 水

III 水 論

三三一 雄鳥川用水済口証文

○町内西栃井

橋本新一氏所蔵

(解説)

文化八年(一八一二)の雄鳥川用水についての和談証文である。下川辺・栃井両村が、水を引いたことから起ったことで、役所へ訴えるまでに至ったのを、一札形式で和談内済としたものである。水の取り扱いの重要性がうかがえる。

取囃熟談済口証文之事

一 鹿塩川通り字雄鳥井堰用水は、下川邊村・栃井村御田地え引候処、当六月廿六日其村方水引ニ付、心得違不約束之儀共出来いたし候故、其段各え懸合之上御訴ニも可及之處、下川邊^(村)官兵衛・中之番村甚兵衛

立入及挨拶和談、内済為致被呉候、趣意ハ右井堰用水引方之儀ハ、地水之分程ハ先規之通り、右懸り場所へ引候筈、且又溜井用水引候節ハ、拙者共立会相対之上、右井堰引通被申候筈取極、双方無申分和談内済致シ候、依之一札差出し申処如件

文化八末年三月

御料所栃井村年寄

助

庄屋

茂左衛門

下川邊村

官兵衛

中之番村

甚兵衛殿

三三二 用水争論取替証文

○町内石神

石神区所蔵

(解説)

嘉永六年(一八五三)の用水争論についての和談書である。この年は植付期になっても降雨なく、水不足から水論となった。このため、下川辺会所役人に仲介を依頼し、箇条書きの和談書を取り交わして一応治まった。用

水下流村民にとって、水は死活問題であつたことをあらわしている。

為取替証文之事

一 上川邊村より借地別所溜井用水之儀ハ、早損之節年々右用水落し候節は、村内格別旱損之場所、両組村役人立会評議之上、忝番・忝番・忝番と其年之旱損場所見斗ひ、溜井用水相懸ケ、田方一円切流可申定メ之事

附り、忝反ツツ相懸り候て、水残候節は又々元え戻り、是又見斗ひ水懸ケ可申定メ之事

(ママ)

一 神坂口井池平水之儀ハ、先規之通定メ之 筈、照続キ旱損ニ相成候節ハ、是又両組役人夫々立会、旱損之場所え見斗ひ、順番ニ水懸ケ可申、勿論右様相成候節ハ、都て両組之内五人組頭、忝人ツツ立会水番を附、水人足え五人組立会人より、差配可致筈之事附り、五人組頭立会人にて、不行届儀有之時ハ両組役人え相達、是又両組役人相談之上差配可申談示事

一村方井池井堰所之儀、先規之通村中一躰ニ、普請掛

り可被致定メ之事

一神明様前田方引水之儀ハ、右場所ハ至て水かわき候場所ニ付、其時々見斗ひ水懸ケ遣し可申定メ之事

右は当五月極付後廿四日より照上り、其後一向潤ひ少ク、村方田方一円白旱之場所多分出来、用水溜井落し候ても、田方之内不行届キ場所も有之故、村内水論入組出来および相納り不申故、無抛下川邊御用会所迄罷出相頼申、御收納ニも差支候てハ恐入候故、出願ニも可及所御会所御兩人より、村方両組役人並小前之内、夫々え厚御利解御取扱被成下候処、依之両組一同和談行届キ内済ニ相成、此後右一件ニ付村内睦間敷、何事も平和ニ可致段、御手厚ク御利解ニて和談ニ相成、依之以後取締として、為取替証文一札仍て如件

嘉永六丑年七月

石神村小前惣代下組

金三郎印
久六印
儀平印
与三八印
林藏印
右村百姓代
久兵衛印

七治水

上組庄屋

年寄

孫

小前惣代

喜

仙

今右衛門殿

善

佐

藏殿

市殿

吉殿

八殿

八殿

藏殿

平殿

右水論一件拙者共立入、双方へ渡り会談事候処、両組共差支無之無申分、双方和談行届キ、依之為取替証文奥書印判致置候已上

下川邊立会人
(村)

御用会所
木下喜右衛門印
同断
嶺川与次右衛門印

年寄
庄七右衛門印
源太郎印

七二七

三三三 田地水論一札

○町内石神

石神区所蔵

〔解説〕 安政二年（一八五五）の田地引水についての文書である。対象が寺の田地であったため、四か村の檀家惣代の連印にて、村役人あてに出したものである。

差入申一札之事

一 今般曹源寺控田地内田川端水損ニ付、檀中相談仕候處、近年度々之事故、是迄は普請も仕候得共、最早此度之儀は行届兼、尚又相談仕候處、同所向へ田地太十郎殿控之分普請ニ付、川悪敷相成差入組候、然ル所村方御役人衆中様、御立入候預り被成候、以後引水之處、得と取締り被成下、御村役より水分被成、両方とも取構ひ不致様、御取極被成候段承知仕候、為後日之差入申一札、四ヶ村連印仍て如件

安政二卯年九月

濃州加茂郡石神村

曹源寺印

同郡石神村
御庄屋

直 吉殿
源太郎殿

三三四 田地水論一札

○町内石神

石神区所蔵

〔解説〕 安政二年（一八五五）の田地引水についての文書である。寺の田地との協定書で、村役人の仲介によつた

檀中同村惣代 孫右衛門印
同村同断 今右衛門
同村同断 萬 吉印
上川邊村惣代 弥右衛門印
川浦村惣代 林右衛門印
同村同断 与左衛門印
中之番村惣代 文三郎
同村同断 元右衛門印

一札である。

取替申証文之事

一拙者控之田地ニ付、論水之儀当村(曹)宗源寺惣檀方中より、差入組仕候処、当村役人衆様立入仕候処、早速御預り被下て相済仕候、尤常水之義は、古来之通ニ御座候、若又干水儀ニて当村方役人立合、水わけ被下候様ニ御座候、仍之申分無御座候、為後日証文加判一札仍て如件

安政貳年卯九月

当村水主

太重郎 印

親類受人

千八 印

当村

宗源寺殿
(曹)